

に応じて金銭的な支払を行ったこと

③ 健康被害者等に対する支払額が(1)弁護士又は弁護士法人が関与した示談、(2)公的機関による和解・調停・あっせん、(3)裁判所の確定判決のいずれかにより書面でもって決められたこと

しかし、制度は設けられたものの、未だ全国的に活用実績がない。その原因は、この制度について周知が進んでいないことがあげられると考えられる。そこで、この制度に則り企業からの補償を受けるため、神戸港で働き石綿関連疾患を発症し労災認定された被害者と遺族16名が、12月13日に神戸簡易裁判所に調停を申し立てた。

申し立てたのは、日雇いとして働いた6名の被害者と2名の遺族、常用雇用として働いた2名の被害者と6名の遺族。相手方は、被災者を雇用し、神戸港においてアスベストを取り扱う作業に従事させた会社24社。被害者8名と8遺族の請求金額は総額で約3億9,200万円である。

◆雪のように降り注ぐ石綿

今回の調停申立は、アスベスト訴訟関西弁護団の位田先生、和田先生、村川先生、吉田先生にご協力いただくことになった。神戸簡易裁判所への申立後、近くの婦人会館に場所において、記者会見を行った。

申立人団長の沼口幸男さんは、「港湾で働き、石綿による病気で亡くなった人が多くいる。申

立人の中には、今日も病院で治療を続けている仲間もいる。企業の責任は免れない。一日も早い解決を」と訴えた。また、「オールナイトで作業を行うこともあり、石綿が雪のように降り注ぐ中で仕事をしたこともある」と当時の状況を話された。

全国港湾労働組合連合会によると、2005年～2011年の間に石綿を原因として労災認定された港湾労働者は全国で116名、それ以外にも検数作業や倉庫

作業等による労災認定者を含めると140名を超えると推定されている。また、統計数字に現れていない石綿肺による認定者数を加えると、被害者数はさらに増えると言われている。

この間、当センターは、全港湾労働組合と連携し港湾労働者からの相談に対応してきたが、今後も引き続き相談対応を行うとともに、補償の実現・充実にむけ支援を行っていく。

(ひょうご労働安全衛生センター)

作業服曝露で妻が石綿肺がん 兵庫●クボタとクボニ運送に損賠訴訟提訴

クボタ旧神崎工場の下請運送会社クボニ運送の元労働者早瀬哲夫さんの妻キミエさんが肺がんて死亡したのは、哲夫さんが職場から持ち帰った作業服を洗濯するなどして石綿に曝露したのが原因だとして、哲夫さんから遺族3人がクボタとクボニ運送に対して3,300万円の損害賠償を求めた裁判の第1回口頭弁論が、2012年11月15日、神戸地裁尼崎支部(富川照雄裁判長)であった。被告側は全面的に争う姿勢を示した。

哲夫さんは1972年3月頃から1982年4月頃までクボニ運送でクボタで製造された石綿管などの石綿製品の運搬、出荷作業に従事した。

石綿管は旧神崎工場の敷地

内の屋外に積まれていたが、トラックに積み込む際や積み卸しの際には石綿管をごろごろ転がしたり、抱きかかえるようにして運んでいたので作業服には石綿粉じんがたくさん付着していた。

この間、毎日、石綿粉じんの付着した作業着を自宅に持ち帰り、キミエさんは作業着のホコリを手でぼんぼん払って、洗濯していた。

キミエさんは2004年2月頃に肺がんを発症し、同年7月29日に亡くなった。

キミエさんの肺組織からは多数の石綿が検出され、2009年8月に石綿健康被害救済法の救済給付の認定を受けた。キミエさんは仕事の上で石綿を吸引することはまったくなかったので、

肺の中の石綿の由来は哲夫さんの作業服しかあり得ない。

石綿の発がん性については、日本国内でも1950年代から1960年代に研究論文では欧米の研究が紹介されており、労働省は1971年1月5日付基発第1号「石綿取り扱い事業場の環境改善等について」で石綿の発がん性に言及し、1976年5月22日付基発第408号「石綿粉じんによる健康障害予防対策の推進について」では「石綿により汚染した作業衣も二次発じんの原因ともなる。また、最近石綿業務に従事する労働者のみならず、当該労働者が着用する作業衣を家庭に持ち込むことによりその家族にまで災いの及ぶおそれがあることが指摘されている。このため、関係労働者に対しては、専用の作業衣を着用させるとともに、石綿により汚染した作業衣はこれら以外の衣服等から隔離して保管するための設備に保管させ、かつ作業衣に付着した石綿は、粉じんが発散しないよう洗濯により除去するとともに、その持ち出しは避けるように指導すること」、としていた。

つまり、哲夫さんの勤務期間中にすでに、被告企業が労働者の家族ばく露の危険性を予見し、危険を排除できたことが明らかだといえる。そして、「専用作業衣の着用、隔離保管指示義務」や「作業衣の持ち出し禁止指導義務」を果たさなかったことがキミエさんの肺がんを引き起こしたということになる。

こうした注意義務違反は、被

告らの共同不法行為（民法719条）に該当し、損害賠償に応じなければならぬというわけだ。

哲夫さんはクボタに対してキミエさんの責任を認めるように求めてきたが、クボタは拒否しつづけたため、9月、提訴のやむなきに至った。

クボタは社員の妻の石綿被害に対して補償を行ったことがクボ

タショックのあと明らかになっている。「下請企業だからといって聞く耳をもたないというのは不当な差別ではないのか」というのが哲夫さんの主張だ。

クボタは周辺住民の被害と同様、社会的、道義的責任にもとづいて誠実に対応するべきだ。裁判の行方がきわめて注目される。



50年前に自動車整備工場で曝露 北海道●中皮腫、事業場名公表で労災申請

Aさんは、1961年から6年近く、北海道の札幌いすゞモーターで働いた。同社工場では、いすゞのトラックなどの解体や整備を行っていた。Aさんは部品課に配属され、直接、整備等の仕事に携わらなかったが、頻繁に工場に出入りしていた。当時の職場環境は劣悪で、「終業後に顔や手を洗わなければ鼻の穴が真っ黒で、ちり紙で掃除することが日課でした」と語る。

Aさんは、札幌いすゞモーター以外、石綿曝露の可能性のある職場では働いていない。札幌いすゞモーターでの仕事は埃がひどかったという認識はあったものの、「石綿に曝露した」「労災になる」ということは思いつかなかった。悪性胸膜中皮腫という診断が確定した2010年に環境再生保全機構に申請して、まもなく認定された。

ところが翌年12月、厚生労働省が発表した事業場名公開によって、親会社である北海道いすゞ自動車に働いて、びまん性胸膜肥厚で亡くなった労働者が労災認定されたことを知った。もしかしらと考えたAさんは、新聞記事でみつけた「中皮腫・アスベスト疾患患者と家族の会（北海道支部）」に電話相談した。会から相談を受けたアスベストユニオンは、Aさんに組合に加入してもらい、事実関係を確認するため会社と交渉することにした。

ホームページを見ると、「札幌いすゞモーターは、北海道いすゞ自動車に統合された」とあったので、北海道いすゞ自動車に団体交渉を要求をした。ところが、北海道いすゞの代理人弁護士は、「当社は関係ない」「札幌いすゞモーターは形式上存在して